

【ABC 消費者情報 Vol. 175】

◎ 2022年4月から成年年齢が18歳になります！

2022年4月1日から民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。
(飲酒、喫煙、公営ギャンブル等は従来どおり20歳になってからでないとできません。)

・成年に達すると、保護者の同意なしに「スマートフォンの購入」や「クレジットカードの作成」等の契約ができるようになりますが、未成年者取消権は認められなくなります。成年になるということは、自分の行動に責任を持つということでもあります。

・成年になると様々な勧誘のターゲットになる危険性もあります。成年になったときに困らないよう契約に関する知識や様々なルールを学び、本当に必要な契約かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

・困ったときには、一人で悩まずすぐに相談することが大切です。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500 (相談専用)

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/kocho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
電話 099-808-7512